

龍谷哲学論集

第31号

2017

丸山徳次先生御退任記念号

- 送別の辞 伊藤邦武
- 丸山徳次先生御経歴・御業績
- 科学批判から「ミナマタ」へ
——丸山徳次の哲学／倫理学 魚住洋一
- 生活の場としての環境と弱い持続可能性の限界 紀平知樹
- 「例外」としての死刑
——キケロ『ラビリウス弁護』を巡って 大谷岳文
- プロティノスにおける「個別性」の成立
——魂のプロアイレス（固有の向き）に注目して 渡辺華月

龍谷哲学会

科学批判から「ミナマタ」へ

——丸山徳次の哲学／倫理学^{〔1〕}

魚住洋一

私は「」で、これまでの丸山徳次の「仕事」を、彼が論じてきたことに即しつつ回顧することで、それらの仕事を通して彼が追求してきた事柄とはそもそも何であったかを確認してみたい。

一 学問論／科学論としての現象学

丸山徳次は、フッサール、ハイデガー、アルフレート・シュツツなど、現象学への取り組みから出発した。しかし、その関心はとりわけ“Wissenschaftstheorie”、学問論／科学論にあった。彼は、フッサールやハイデガーを学問論／科学論として読み解いて「」とする。彼が問題とするのは、「デカルトからカントを経てフッサールに至る」まで「その中核において科学論〔学問論〕であった」哲学についてなのである〔1994:199〕。

丸山は、「科学」という日本語が、江戸時代末期に「百科の学」という意味で造語された「制度論的」用語であり、知の探求、集積を表す「認知論的」概念としての“science”ないし“Wissenschaft”とは異なり、哲学との緊張し

た関係を内包して「ない」とを指摘していた[1984:229f; 1994:199]。彼によれば、そのことが問題であるのは、「科学」というの訳語に、哲学からの諸科学の専門分化、および、その制度化としての大学の再編という「一九世紀ヨーロッパの学問状況が如実に反映され、また、この言葉とともにその状況が日本にもそのまま持ち込まれたからである」。そこに反映されているヨーロッパの状況とは、「学問の意味喪失」——実証主義と実証諸科学が跋扈するなかで、哲学との緊張関係が雲散霧消され、「科学の本質・前提・意味連関」が不間に付されるに至った事態にほかならず、この問題を巡って、第一次大戦後「科学の危機」論議が沸き起り、さらにまた、科学／学問の専門分化、没価値化という歴史的変化をむしろ是認しようとするウェーバーの「職業としての学問」が一連の論争を引き起した、そうした事態である[1994:200;208]。丸山は、フッサールやハイデガーもまた、学問論／科学論を巡らした論争的状況のなか、哲学と科学の関係を再興すべく参入していくたと考えるのである。

丸山も述べるように、フッサールの生涯は「学問論の追求の生涯」であったし[1991:279]、また晩年のフッサールが『ヨーロッパ諸学／諸科学の危機と超越論的現象学』などで行なった近代科学批判の議論、「事実学」(Tatsachenwissenschaften)としての実証諸科学——「事実」しか問うないとしない諸科学からは、「世界と世界に生きる人間の存在」の意味への問い合わせ失われてしまうとして、この問い合わせを学問の問い合わせとして復権させようとした彼の議論は、よく知られたものである。丸山は、論文「フッサールと理論実践問題」などでフッサールの学問論／科学論を論じているが、ここでは、丸山が論文「科学の実存論的概念への道——ハイデガーの科学論」で取り上げたハイデガーの科学論に話の焦点を絞ることにしたい。というのも、丸山は、フッサールのみならず、「存在と時間」に至るハイデガーの前期思想の展開をも、「存在論」というよりはむしろ「学問論／科学論」を追求していく歩みであったと解釈するからである。

ハイデガーの初期著作、その学位論文『心理学主義の判断論——論理学への批判的・積極的寄与』、および、教

授資格請求論文『ダウンス・スコトウスの範疇論と意義論』は、そのタイトルからして、明らかに「論理学」に狙いを定めている。フッサールの『論理学研究』から多大な影響を受けたハイデガーのいう「論理学」とは、丸山によれば、「形式論理学」ではなく、「あらゆる学問」[科学]の学問性を構成している本質要素を解明し、もって学問を基礎づける学問論「科学論」であった[1994:202]。しかし、丸山は、ハイデガーの「現象学的」な学問論／科学論が、新カント派の影響を一掃して展開されはじめたのは、一九一九年のフライブルク講義『哲学の理念と世界観の問題』、および、一九二五年のマールブルク講義『時間概念の歴史への序説』からであるとして、特にこの二つの講義に着目する。

丸山は、『哲学の理念と世界観の問題』について、これはハイデガーライントの「職業としての学問」なのだと書く。彼がこの講義で「学問[科学]と大学の変革」について、珍しく熱氣を帯びた口調で語っていたからである。ハイデガーはこの講義で、ウェーバーと同じく学問をあくまでも専門家によってなされるものであるとしながらも、ウェーバーや新カント派のように実証諸科学の存在とその進歩を自明の前提とするアカデミズムに対しても、あくまでもこれに批判的な構えを示す。というのも、彼が言うには、「理論化そのものが絶対視され、〈生〉からの理論化の発現……が理解されないならば」、究極の問題が「覆い隠されたまま」になるからである。——これは、丸山によれば、ハイデガーが学問を「人間の生から捉え直そうとしている」といってある[1994:209]。つまり、この講義でハイデガーが企てたのは、理論的知識は「生活世界」に基づかれているとするフッサールに倣つて、理論化の起源としての「生」ないし「環境世界体験」(Umweltleben)へと還帰し、そこから理論化が環境世界的なものの「脱体験化」(Ent-lebung)へと展開されていく過程を明らかにするにいたつたのである。ハイデガーはまた、『時間概念』講義においても、歴史科学と自然科学の対象領域とされる「歴史」と「自然」が、そもそも「本来の事象領域」であるかどうか疑わしく、したがつて、歴史科学と自然科学の対象となるに「先だった」歴史と自然そのものの「根

源的な存在のありようと体制」を、先理論的経験から現象学的に開示しなければならないと述べている。丸山によれば、これらの講義を読み解く鍵概念は「生」であって、それにおいてなされたのは、とりわけ新カント派の学問論／科学論への批判であった。丸山の述べるところによれば、ハイデガーの批判の要点は、新カント派が「理論的なものを暗黙の内に絶対化していること」にある。というのも、彼らが「対象指定を行なう脱歴史化された理論的態度の（主観）をあらかじめ定立することによって、生は……体験がそこで生まれるその生起^{エントゲニシス}としては理解されない」からである[1994.2.15]。丸山は、ハイデガーが批判するのは「この生の物象化への転落」であるとし、実証諸科学とは「生の自己疎外体」にほかならないとも語るのである。

さて、「存在と時間」である。この著作のどこに科学論の実質的な議論が見出されるのか。丸山は、第二篇第四章第六九節（b）「内世界的に現前するものの理論的発見への見回し的配慮の変様の時間的意味」を見よ、と言ふ。そこには、科学を「実存の仕方」として捉える科学の「実存論的概念」が見出されるからである。丸山の語るところによれば、そこで企てられたのは「科学的研究という行為の可能性を現存在の存在の一つの可能性として捉え、その可能性の条件を明らかにすること」であつて、そのため「理論的、あるまい」（存在論的発生）ないし「科学の実存論的発生」が探究されるのである。丸山はこう述べる。「実質的に行なわれるのは、〈見回し的配慮の変様〉の実存論的・時間的 possibility の分析である。つまり、見回し的配慮が〈内世界的に存在するものをただ注視しつつ発見する〉」といふことに変様し、しかもそれが〈科学的研究の一定の諸可能性という意味で〉存在者を見いだすこととなるように変様する、そのような可能性が分析される」[1994:223]。丸山によれば、ハイデガーは「理論」を「観照」から理解する伝統に批判的であり、だからこそ彼は、「見る」とからではなく、われわれの実践的配慮（Besorgen）を導いている「見回し」（Umsicht）から理論的ふるまいの存在論的発生を問おうとしたのである。問題となるのは、「見回し的配慮によって見いだされている道具的な〈手もとのもの〉（Zuhändenes）から対象的に目

の前に存在する〈現前するもの〉(Vorhandenes) の転換である。ハイデガーによれば、それが生じるのは、見回し的配慮の通常の振る舞いが阻止されるような「配慮の欠如様態」によってである。この事態を丸山は次のように要約する。「存在理解の変様には、環境世界の制限をはずす」と (Entschränkung) が含まれている……つまり、何らかの抵抗に出会い、〈指示の阻害〉が起り、それによって手もとの的なものの〈脱世界化〉と共に目的－手段の指示の連関全体があらわとなることによって、やがて対象「現前するもの」が対象として道具的指示連関の〈状況性〉から分離されて対象の〈世界〉が、例えば〈自然〉の世界として、成立する」 [1994:228]。

しかし、丸山は、ハイデガーのこうした歩みにはきわめて不満だったと言えよう。というのも、彼は、理論化の起源としての「生」ないし「環境世界体験」へと還帰しなければならないとするハイデガーラの科学に対する基本的態度については、これを積極的に擁護するものの、『存在と時間』に見られるような科学に関する「道具主義的見方」にはきわめて批判的であったからである。彼によれば、『配慮の欠如様態』の分析に典型的に示されるこうした見方は、科学を技術との結びつきによるその「有用性」から把握し、科学を——のちにペーター・ヤーニヒが「障害回避の知」(Störungsvorvermeidungswissen)と名づけることになるような——障害に対処しつつある状況にも対処可能になるための知として理解するものである[1994:229]⁽³⁾。丸山は、こうした見方に対して、結局人間はおのれにとつて有用な科学技術を追い求める以外にはありえないのだから、こうした見方を展開することにどれほどの意味があるのか、との疑問を呈しながらも、同時に、「それとも、ハイデガーの思索は、『存在の理解』の変貌が、原理的に人間の自由に依拠していることを示唆しているのもあるのか。人間存在の一つの可能性としての科学そのものは、今日の科学とは別の可能性へと、われわれによつて変えることができるものもある、といふことを果たして示唆しているのか」といささか屈折した言い回しで、その戸惑いを語つてもいたのである[1994:229f]。しかし、科学技術の「有用性」と「別の可能性」を巡るこうした問いは、丸山がハイデガーというよりはむしろ彼自身に向

けた問い合わせたと言えよう。——はたして人間はおのれにとって有用な科学技術を追い求める以外にはありえないのだろうか。晩年のフッサールは、「学／科学一般は人間の生存にとって何を意味していたのであり、何を意味しているのか」と問うていたが、丸山は、この問い合わせを受け継ぎつつ、科学技術の「有用性」と「別の可能性」を巡る問い合わせ続けていくことになる。それは、哲学を何よりも学問論／科学論と考える彼、「科学」が「学問」から分断された日本の現況を憂慮する彼のポジショナリティからすれば、ハ)く当然の成り行きであつたからう。

一 科学の目的内在化

しかし、丸山の学問論／科学論への取り組みは、「現象学」という枠に留まるものではない。より広い視野からの彼のそれへの取り組みは、一九八四年から一九八六年にかけて執筆された「科学の相対化と方向づけ——科学批判の一視座」、「専門家と素人——科学批判の一前提」、「学部の争い以後——大学への問い合わせの視点」の三論文、および、G・ベーメ／W・ファン＝デル＝アーレ／W・クローン「科学の目的内在化」の翻訳に見出す」とができる。ハ)いでは、丸山がいち早く日本に紹介したゲルノート・ベーメたちの「目的内在化」(Finalisierung)概念に依拠しつつ展開された彼の科学批判の議論を見ていきたい。

ベーメたちは、一九七〇年代、マックス・プランク研究所の科学論研究チーム、"Alternativen in der Wissenschaft" のメンバーであったが、彼らが当時「科学の目的内在化」と呼んだのは、「科学に対する外的な目的の設定が、理論発展の手引きとなるようなプロセス」である [1985b:145]。彼らは、科学理論が各専門分野で展開されていくその動態を捉える図式として、(1) 前パラダイム段階または探究的段階、(2) パラダイム段階または自律的段階、(3) 後パラダイム段階または目的内在化可能段階、という三段階モデルを提唱する。彼らによれば、各専門分野

の理論展開は、その分野を編成する理論がまだ登場しない試行錯誤的な段階から、トーマス・クーンのいう「パラダイム」が確立していく段階、つまり、一連の暫定的パラダイムを通していわば「超パラダイム」が作り上げられる段階を経て、さらには、理論が「成熟」し、基礎理論がさまざまな応用領域へと特殊化していく、いわゆる「通常科学」の段階に達する。ベーメたちは、この第三段階では、理論がすでに成熟しているため、研究が今後どの方向へ向かうかに關して、その理論展開に单一の方向づけを与えてきた「内的論理」がもはや働かなくなり、それは「外的」な目的によって方向づけられるものとなる、しかもそれこそ諸科学が現在直面している状況だ、というのである [1984:217-220;1985b:150-152]。

丸山は、「目的内在化とは、理論の発展と社会の目的措定を結合する」とある」と述べる。彼によれば、「目的内在化」テーゼが主張するのは、価値中立性を標榜する科学の「自律性要求の相対化」にほかならない [1984:228]。今日の状況がベーメたちのいう「後パラダイム段階」にあるとすれば、「純粹」科学は価値中立的だとする主張が拠り所とする「理論／応用」の二元論、「アカデミズム／一般社会」の分離は、もはや成り立たないのである。ハ)こで丸山は、ジャック・デリダの日本講演、「大学の瞳＝被後見人」を引き合いに出す¹。デリダによれば、「合目的化された[=目的内在化された]」研究 (une recherche finalisée) は、「それの現実的活用を目指して……権力によつて計画され、方向づけられ、組織化された研究」にほかならない。いわゆる「巨大科学」が、きわめて多くの資金・資材・人材などを必要とし、そのため国家プロジェクトないし産業・学共同というかたちを採つて、高木仁三郎のいわゆる「成功志向型」戦略のもとで行なわれざるをえないことを思えば、デリダのこの言葉は説得力を持つ。丸山はまた、「応用を目指した基礎研究」というべきものが多数展開される現況を引き合いに出しながら、デリダが「基礎的」研究／「合目的化された」研究と、この区別について、もはやハ)の区別は成り立たないと述べているハ)にも言及している。丸山の要約によれば、デリダの「合目的化」の第一テーゼは、「科学技術」という合成語に示される「科

学と技術の本質的な融合」であり、第二テーマは、「研究の合目的化には限界がな」*く*である[1987:150]。デリダによれば、およそありとあらゆる科学／学問が——哲学さえも、その「自律性」をもはや確保できず、すべての科学／学問は、たとえば産軍学共同のもと、忌まわしい戦争にされ「役立つ」ものになってしまふのである。デリダは、カントが「学部の争い」で語っていた言葉——大学での神学部・法学部・医学部との「争い」のなかで、哲学部が哲学の「真理性」ゆえに、「有用性」を国家に約束するそれらの学部よりも上位に位置すべきだと主張していたあのカントが語っていた言葉——をいささか皮肉交じりに引用している。「哲学部において行なわれていることは、常に役立つ(servir)」ことができるのです。⁽⁵⁾

目的内在化された科学が、デリダが言うように、「権力によつて計画され、方向づけられ、組織化された」ものとなつてゐるとすれば、逆にその方向づけをデモクラティックな合意に基づいたものにする」とは、はたして可能なだらうか。——このことに関する、丸山は、ベーメたちが提唱する「問題共同体」(Problemgemeinschaft)の制度化にその突破口を求めるようとする。それは、専門分野の特殊プログラムを巡つて集合する従来の「専門共同体」(Fachgemeinschaft)とは異なり、目指すべき目標を巡つてさまざまな異種分野の研究者が集合して議論する複合体、ハーバーマスのいわゆる「ロマニケーション共同体」である。丸山は、そことの相互の議論を通して、「問題共同体は、科学の方向を規定する様々な目標を、科学の評価に照らして批判的に吟味する可能性をもつてゐるだらう」とし、「科学の方向づけを社会の^{コンゼンサス}一般的合意に基づける道を開くだらう」と語つてゐる[1984:228f.;1985a:98f]。しかし、これはいささか楽天的すぎる考え方である。丸山自身認めてゐるように、個々人の開発能力、管理能力をはるかに超えた科学技術の「巨大化」によって、研究者たちはますます細分化された分業体制の「蛸壺」のなかに陥つて全体を見渡すことなどできなくなつており、彼のいう「問題共同体」をそこに築き上げる」と自体、至難の業となつてゐるのが、むしろ現状だと言つべきであろう。

丸山は、今日「科学のテーマと戦略が……社会の目的設定に指導されてゐるとするならば、科学の発展方向の選択を専門家科学者集団に委ねなければならない必然性はなくなつてしまふ」と語る[1985a:99]。——彼がここで言おうとしているのは、科学の「目的内在化」によって、諸科学の目標設定などに関する「専門家／素人」というダイコトミーそのものがもはや無効となつており、だからこそ、専門分野を異にするため互いに対して「素人」であるメンバー同士からなる「問題共同体」での相互批判的議論はきわめて有効なものとなりうるはずだ、といふことである。しかし、むしろだからこそ、「素人」であるはずの政治家、官僚、企業集団が逆にそこに割つて入つて、諸科学の目標設定の政治的、行政的、経済的ヘゴモニーを掌握しようとすると、また現に掌握してしまつてゐるのではないか。丸山も指摘していることであるが、廣重徹のいう「科学の体制化」が着実に進行してゐるのである[2016b:9]。

丸山は、ベーメたちの「問題共同体」という言葉を、よりポジティivistに「開かれた科学者共同体」と言い換えてゐる。しかし、たとえば「原子力ムラ」の場合のように、科学者集団は「受益者集団」としての側面をもつだけに、「開かれた」というの言葉をさらに実効的にし、また何よりも、諸科学の目標設定のヘゴモニーを「市民」の手に取り戻すためにも、それをさらに外へと「開く」と、さまざまなかたちでの「市民」のコミットメントの可能性を制度的に保障することが必要であろう。

ただ、このことについては、丸山自身も自覚的であつたと思われる。といふのも、彼はその後、勤務する龍谷大学が、大津市の瀬田キャンパスに隣接する山林を購入し、その「里山」をグラウンド開発しようと計画した際、それへの反対運動を彼が他の教職員とともに組織したことがきっかけとなつて、二〇〇四年立ち上げられた「龍谷大学里山学研究センター」——「里山学」の提唱者である彼自身もまた主要メンバーとなつて立ち上げられたこのセンターの活動について、この語つてゐたからである。「里山学」は、一個のディシプリンの枠内で、研究者たち

が活動し評価される旧来の〈科学者共同体〉(scientific community)ではなく、里山という問題を巡ってさまざまなもので、シプリンの研究者たちが集合するとともに市民にも開かれてくる〈問題共同体〉、あのベーメたちが提唱していた〈問題共同体〉の一つだと、私は理解していふ」[2016b:22]⁽⁶⁾

II 「ミナマタ」の抑圧と差別——環境正義

丸山が水俣病という「事件」に関わり合はになるとになるのは、一九九〇年代半ばのことである。⁽⁷⁾ 彼は当時、科学技術の問題から環境倫理学へとその問題関心を広げつつあった。しかし彼は、「水俣病事件」を応用倫理学としての環境倫理学の「事例研究」として扱おうとしたのではけつしてない。というのも、むしろ彼は「水俣病事件を通じてすべてを考え」ようとしていたからである。⁽⁸⁾ ここに見出されるのは、いわば「事柄そのもの！」とも言うべき彼の「現象学的」態度であろう。しかし、なぜ「水俣病事件」なのか。それは、この水俣病事件が「明治時代の富国強兵・殖産興業の政策から、戦後の高度経済成長政策を通して現在に至るまでの、日本の近代化のさまざま問題が凝縮している出来事」だったからである[2012:42]。——水俣病との出会いは、「応用倫理学」についての彼の考えを改めさせたかと思われる。というのも、丸山はある箇所で、応用倫理学を「既存の原理原則を個別の行為事例に〈適用〉し、個別の行為事例を既定の一般的規範の光によって判定する決疑論(casuistry)」としてではなく、むしろ「具体的な問題に関わった行為の全般を評価しながら、一般的な規範の内容をさらに書き加えていく、その意味で〈規範形成的応用〉(normbidende Anwendung)を行なうもの」つまり、クルト・バイヤーツのいわゆる「問題に方向づけられた道徳哲学」(problemorientierte Moralphilosophie)として理解したい、とも述べていたからである[2000:82;2001a:130]⁽⁹⁾。彼は、適用すべき原理原則がいまだに見出されていない複雑で困難な問題状況に即しつつ、

あるべき規範を模索していく「い」を、応用倫理学、というよりはむしろ哲学／倫理学そのものの焦眉の課題ではないかと考えるのである。彼は、「水俣は鏡である」という原田正純の言葉を引用しながら、「私は水俣病に対してもおおぞまなことを問い合わせる」というよりは、水俣病のほうから自分が問い合わせられている」と感じ、とも語つていたのである[2012:42]⁽¹⁰⁾。

丸山がさまざま問題が凝縮した「問題群」としての水俣病についてのよう論じたか、その全体像を描き出すりとは、ここではとてもできない。ここができるのは、彼の論点のいくつかを抽出することだけである。

丸山は、ある箇所で、石牟礼道子『苦界淨土——わが水俣病』の一節を引用している。「水俣病事件もイタイイタイ病も、谷中村滅亡後の七十年を深い潜伏期間として現われるのである。新潟水俣病も含めて、これら産業公害が辺境の村落を頂点として発生したことは、わが資本主義近代産業が、体質的に下層階級侮蔑と共同体破壊を深化させてきたことをさし示す。その集約的表現である水俣病の症状をわれわれは直視しなければならない。人びとのいのちが成仏すべくもない値段をつけられていることを考えねばならない」。⁽⁹⁾ ——の引用に続けて、丸山は「う書く。「石牟礼の言ふ『下層階級侮蔑』は、中央と地方の関係、労使の関係、朝鮮半島での植民地支配の構図、地方都市の中の〈企業城下町〉の構造、企業内での労働災害多発の構造、会社員と漁民の関係等々、多様な側面においてチツソに認められる体質であり、そしてまた、チツソに典型的に体現されている明治以来の殖産興業・富国強兵、戦後の高度成長の体質である」[2000:88]⁽¹⁰⁾。また、石牟礼のいう「共同体破壊」について、丸山は、コートピア的な共同体がかつて存在したわけではなく、むしろ伝統的な共同体意識は、漁民への差別意識と相乗し合って水俣病患者を抑圧する効果を發揮したのだ、と言つ。彼によれば、ここに「共同体破壊」とは、「個と個が関わりあえることへの信頼そのもの」が、チツソが起こしたこの事件によって根本的な意味で破壊されてしまったことなのである[2000:91]⁽¹¹⁾。——もあれ、丸山が水俣病というの陰惨な事件に関して何よりも問題とするのは、

殖産興業、高度経済成長の道をひた走ってきたこの国が、いわば「内なる植民地」^{レジオ}の「辺境の村落」に加えつけたさもさまな抑圧と差別の相乗作用の結果、人間としての尊厳を一顧だにされず、土足で踏み躡られる人々を生んでしまったところとあります。

丸山は、水俣におけるいっしょした抑圧と差別を田の当たりにして、次のように語る。「差別のあるところに公害が起つて、公害が差別をさらに助長する……環境被害は平等に起つてはしません。子供もや老人、病人などにまず起つてますし、自然と直接関わる生活を営む人々に集中しますし、貧しい人々はそいつから逃れる」とはできません」[2004b:34]。彼が語っているのは、水俣に見出されるのが、単なる「環境汚染」などではなく、むしろ人々の「正義」に関わる問題だといふことである。だからこそ彼は、合州国において唱えられた「環境正義」(environmental justice)の原則を日本においてもおおいに実効的なものにしなければならないと主張したのである。

「環境正義」の概念は、一九八〇年代の合州国での「草の根」環境運動に由来するものである。当時、ルイジアナ州のいわゆる「ガン回廊」など、有害廃棄物の処分場や埋め立て地の多くが、アフリカ系、ヒスパニック系アメリカ人の居住地域、あるいは、ネイティヴ・アメリカンの「保留地」に作られたことにより、さもさまな反対運動が起つていていた。そのなかから、環境上の人種差別があることを示す「環境レイシズム」(environmental racism)という言葉が生まれ、一九九一年には「第一回、全米有色人種環境運動指導者サミット」が開催され、一七項目からなる「環境正義の原則」が採択されるに至つた。そこには、「母なる地球の神聖さ、あらゆる生物種の生態学的統一性と相互依存関係、生態学的破壊を被らない権利」を主張する第一項目の他に、「いかなる形態の差別や偏見もない、すべての民族の相互の尊敬と正義に基づく公共政策」を要求する項目、「すべての民族の政治的、経済的、文化的、環境的自己決定権に対する基本的権利」を要求する項目も含まれていたのである[2004b:31]。

しかし、丸山によれば、こうした環境正義の問題に取り組む哲学者／倫理学者は、日本のみならず海外でも数少

ない。そのなかで、クリスティン・ショレイダー＝フレチエットは、そうした数少ない一人である。彼女は、環境正義の原則を「一応の政治的平等の原則」としてまとめているが、これは、社会的な便益(benefits)だけでなく負荷(burdens)もまた平等に配分されるべきとする「配分の正義」、および、社会的決定に際しての平等な自己決定権があるべきとする「参加の正義」を中心とするものである。⁽²⁾ 丸山は、やむにやむに加えて、マイノリティの個人や集団、その伝統や文化の「承認」もまた不可欠だと主張する。「公平」な分配と「平等」や「対等」な参加は、「正当」な承認があつてはじめて可能となるからである[2004a:206f.]⁽²⁾

丸山にとって、環境倫理学が何よりも問題とすべき事柄とは、いわゆる保存論者たちのいわゆる「原生自然」(wilderness)の「保存」(preservation)ではなく、自然とともに生きる「辺境の村落」の人々にとっての「環境正義」だつたのである。

四 責任への問い合わせ――「ミナマタ」への応答

丸山は、水俣病事件あるいは科学技術に関して、「責任」の問題を繰り返し多角的に論じている。彼は、「責任」という言葉が曖昧に使われるため、ほとんど無意味化していく日本の現状の危うさを指摘するところから始める。彼は、法律的責任／政治的責任／社会的責任／道徳的責任^{レジオ}の区別、あるいは役割責任(Role-Responsibility)／原因責任(Causal-Responsibility)／負担責任(Liability-Responsibility)／能力責任(Capacity-Responsibility)へ、パート・ハートの区別を示しながら、「責任」という言葉がそもそもついていく多義性について語る[2012:51-53]。その際、彼が特に注意を喚起するのは、ジョン・ラシドが指摘した「責任」(Verantwortung)へ「罪」(Schuld)の区別である。といふのも、チャールズ・ペロウのいわゆる「ノーマル・アクション」、原発事故のような巨大事故

では、それぞれが法的処罰の対象とはならないような些細な不注意や不作為の積み重ねの結果、重大事故が発生するのであって、だからこそ、法的処罰とは別に道徳的責任を何らかの仕方で担保しなければならないと丸山が考えるのである [2002:125f]。

「責任」に関して丸山がとりわけ問題とするのは、「責任」を問う際の問い合わせのダイナミックな運動である。まず第一に、「責任」がはつきりと画定された範囲を超えていくという「責任の無限定性」がある、と彼は言う。これはラグドの指摘にも関わることだが、たとえば水俣病事件の場合に見られるように、損害賠償請求訴訟において、謝罪もなしに賠償金を支払うだけでは責任は果たされず、それ以上のことが求められるといふことである。第二は、ゲオルク・ビヒトが語つてゐることだが、責任には、何か「につけて」(fir)と何か「に対し」(vor)という二重の指示関係があるといふことである [2002:139]。たとえば、民事裁判や刑事裁判の場合、何らかの被害を生む出来事を引き起した誰かは、彼が引き起した出来事につけて、またそれを引き起した彼の行為につけて、さらには彼が犯した法規範に對して責任がある、といふことになる。⁽²⁾第三に、責任には二重の「時間の地平」がある、と丸山は言う。これは、責任には、起こつてしまつた出来事についての責任を追及する「過去志向の責任」、および、今後そうした出来事を起さぬようさまざまな義務を果たすべきだとする「未来志向の責任」があるといふことである。しかし丸山は、法律的責任を問う場合のように、過去志向の責任を追及する際にも、実は「二度と同じようなことを繰り返さないでほしい」という被害者たちの声に応えるという未来志向の責任が求められているのではないかと考える。そのとき丸山の脳裏に浮かぶのは、たとえば、死の床に就いていた水俣病患者、釜鶴松さんの「決して安らかになど往生しきれぬまなし」に出会い、「自分が人間であることの嫌悪感」に身を震わせ、彼の「決して往生できない魂魄は、」の口から全部わたくしの中に移り住んだ」と語る石牟礼道子の言葉である。⁽³⁾丸山は、釜鶴松さんのような他者たちの無言の呼び掛けに応えねば、そんにこそ“response”の“ability”、「応答可能性」

としての責任(responsibility)の根源があるとして、あらゆる責任の根源にあるの応答可能性を「倫理的責任」と名づけるのである [2012:55-57]⁽⁴⁾。

丸山はいひで、ハンス・ヨナスの『責任といふ原理』を引き合いに出す。丸山は、彼のいう「倫理的責任」、「未来志向の責任」を、ヨナスが「なされた行為の因果的帰責 (kausale Zurechnung)」から区別して「なされるべき」とについての責任 (Verantwortung für Zu-Tuendes) と名づけるものと重ね合させて考えようとするのである。ヨナスのいう「なされるべき」とについての責任とは、私の行為を要求していくる何ものかについての責任である。ヨナスの何ものかとしてヨナスがまず考へるのは、「子供」の存在である。彼は、自ら生き延びる手立てをもたない乳飲み子の泣き声には、「世話をぐっしー」とくら「存在の内なる当為の告知」がある——「まつたくの頼るものなき無力さは、まつたき保護を要求する」と述べ [1990:107]。子供についての親の責任こそあらゆる「責任の原型」ではないかと語つてゐる。ヨナスによれば、口の「責任の原型」は同時に「責任の萌芽」でもあり、さらには未来世代についての責任、「人類の存続についての責任」にまで拡張されるものである。——責任を何よりも「応答可能性」と考える丸山が、ヨナス自身「マーチュラズ」と呼ぶ彼の形而上学は受け入れないにしても、彼のこうした考えを受け継いでいこうとするのは、「よく自然なことかもしない」 [2004b:42-45;2002:141-144]。

口のままで、丸山が「責任」について述べてゐる考え方を概観してきたが、口のままで彼が注意を喚起していいたことを一つ付け加えておきたい。それは、責任概念は「規範」としての実質的な内実を伴つていてないということである。彼の言い回しを借りれば、「(責任)概念それ自体は、価値を構成するのではなく、いわば価値を運搬するにすぎない」のである。だからこそ丸山は、水俣病事件の教訓を踏まえながら、「(責任)に内実を与える価値づけの理論」として「環境正義論」を提唱したのである [2004a:202]。

五 「公害から環境問題へ」？——予防原則

一九七〇年代半ば¹⁾から、まるで「公害」の時代はもはや終わつてしまつたかのように、「公害から環境問題へ！」としばしば言われた。この言葉が、現に存在する公害を隠蔽し、それから国民の目を背けさせようとするブルジョアジーと官僚の隠蔽工作だというイデオロギー的側面をもつものであつたことは否定できない。しかし丸山は、この言葉をむしろ積極的に捉え直そうとし、それを「*どう*のよう理解すべきか」、「*何*が²⁾どのように変わるべきだ」と言つてゐるのか³⁾という規範的な問題を提起する言葉として考えようとする[2006:23]。

複数の論者が、「公害から環境問題へ」という変化は現に見られるし、その変化として、リスクの大小、影響範囲の大小、加害／被害の因果関係の明瞭さの違ひなどの「程度問題」を挙げている。しかし、丸山によれば、その違いが「程度問題」であるからには、本質的な変化はそこにはなかつたのである。彼によれば、それらの変化よりもはるかに重要なのは、むしろ人々の「関心」の変化である。彼はこう述べている。「[われわれが]水俣病事件のような悲惨な公害事件から学んだ決定的に重要な点は、後からどのように補償し、救済してみても、失われた人命と健康は取り戻すことはできないし、破壊された自然を回復させることは極めて困難だ」とである。この経験こそが「関心」の転換をもたらしたのであって……結論を先に言つてしまえば、「公害から環境問題へ」という転換は、「事後救済から事前予防」と転換⁴⁾を主張したものとして理解しなければならない[2006:25f]。

丸山は、「環境」への視点が成立したことによつて、「環境への負荷」という新たな概念が生まれたと言ふ。一九九三年公布された「環境基本法」第二条によれば、「環境への負荷」とは、「人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」のいふである。またこの法律では、第二条第一項で、「公害」が「人の健康又は生活環境に係る被害」を生じさせるものとされ、「環境保全上の支障となるもの」として位置づけられている。丸山によれば、「公害」を環境問題全体のなかに位置づける⁵⁾の⁶⁾ような視点こそ、彼が「*環境*への視点」と呼んだものなのである。とりわけ重要なのは、この視点には、「負荷」の増大が「危害」を生むことになるという「負荷」と「危害」との構造的、連続性への視点、両者の違いは「程度問題」にすぎないという視点が含まれていることである[2006:37-39]。ハハド丸山は、環境の「外部」は存在しない⁷⁾ことに注意を促す。——しかし、それはなぜなのか。

振り返つてみれば、丸山は、水俣病が社会問題化するなかで、チッソが有機水銀を含む排水の排出口を狭い水俣湾から、直接不知火海に注ぐ水俣川河口へと付け替えた件を問題として取り上げた際、そこにあつたのは「稀釈の論理」であると語つていた。汚染や毒性は自然界において浄化されるという論理である。この論理は、明らかに、環境の「外部」の存在を想定している。しかし、チッソの排水口変更は、逆に有機水銀汚染を拡大させ、水俣病患者が発生は不知火海北部にまで及んだのである[2004b:60]。

丸山によれば、今日生み出された「環境の負荷」という概念は、こうした環境の「外部」の存在を否定することによって、「稀釈の論理」と真っ向から対立する概念であり、「稀釈」は原理的に不可能だと主張するものであるはずである。ハハドが、「環境への負荷」が同時に「程度問題」であるとすれば、ハハドにも「稀釈の論理」が密かに忍び込んでくるのではないか、と彼は疑惑を抱く。「一定量を超過しなければ安全」とする環境保全に関わる多くの規制、あるいは、一九七〇年代から流行し始めたリスク・アセスメントは、人体や生態系が一定量の汚染物質であるいは毒性物質を吸収同化できるという前提に立つてゐるからである。ハハド丸山は、「稀釈の論理」が成り立たない事例として、食物連鎖による毒性の生物濃縮に起因する食中毒、「水俣病」の事例を挙げる。水俣病のように、残留性、生物蓄積性、濃縮性のある毒性物質については、負荷量と危害は単純な比例関係にあるとは言えないから

である。そこから丸山は、有吉佐和子のいう「複合汚染」、つまり、汚染や毒性の複合化の可能性などもあり、安易に限度を定められない事例が多く見られるとして、「環境への負荷」という概念は「稀釈の論理」をあくまで除外するものであると結論づけることになる[2006:39f.]。

さて、「危害」と「負荷」のこの構造的連続性の視点から出てくるのは、言うまでもなく、環境への負荷を減らし、危害を未然に防止せねばならないという「事前予防」の主張であろう。丸山は、この主張を積極的に具体化したものとして、一九七〇年代、当時の西ドイツで環境法・環境政策の原則の一つとして登場した「事前配慮原則」(Vorsorgeprinzip)を挙げる。これは、その後“precautionary principle”（予防原則）として数々の国際条約で用いられ、さらには一九九二年の地球サミットで採択された「リオ宣言」第一五原則に生かされたものである。「リオ宣言」では、こう述べられている。「環境を保護するため、予防的方策(the Precautionary Approach)は、その能力に応じて広く適用しなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、科学的確実性の欠如(lack of full scientific certainty)が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策(cost-effective measures)を延期する理由として使われてはならない。」――」」では“precautionary principle”こう言葉は使われていないものの、それでも丸山は、ここには予防原則の核心部分が語られていると言う。それは、「科学的確実性の欠如」が環境悪化の防止を行なわない理由として持ち出されではならない、という件である。」」」が、この「リオ宣言」を批准したはずの日本においては、それまでの「公害対策基本法」に代わって新たに成立した「環境基本法」第四条に、次のように書かれることになるのである。――「環境の保全は……科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が事前に防がれることを旨として、行われなければならない」。丸山によれば、たしかにここでは「環境の保全上の支障が事前に防がれることを旨として、行われなければならない」ことが求められてはいるのだが、「科学的知見の充実の下に」という条件をそれに加える」とによつて、この条文は「予防原則の核心部分を決定的にはぐらかし」、「水俣病の経験を無視し、そこから何もも

ばなかつた」ルルを図らずも露呈してくるのである [2006:41-43]°

丸山がここでいう「水俣病の経験」とは何か。——彼はのちにこう述べている。「今年〔1970年〕五月、水俣病が〔公式確認〕されてから六〇年になる。〔原因物質〕が判明していないというチツソの強弁によって一種の科学論争となり、チツソがアセトアルデヒド製造を停止し、政府が水俣病を公害病と認めるまで実に一二年を要した。公式確認の翌年〔1957年〕、熊本県は……食品衛生法発動の可能性を検討したが、当時の厚生省はその可能性を否定し、結局、被害は莫大な規模にまで拡大されてしまった。〔病因物質〕が判明しなくとも〔原因食品〕の流通を阻止することで被害の拡大は防げるという、公衆衛生の常識が無視されてしまったのである」〔2016a〕。「因果関係が科学的に立証されていない」として、なすべきことがなされず被害を甚大な規模にまで拡大させていった訟審判決が行なつた「疫学的因果関係」の重視、および、原告側が全面勝訴した一九七一年の新潟水俣病第一次訴訟判決での「間接反証責任論」である。「疫学的因果関係」とは、病気が多発している場合、集団的な流行の特性調査によって解明される因果関係であり、病理学的・臨床医学的な病因の解明に先立つて、集団的発病の因果関係を判断するものであって、その典型例は、「病因物質」としてのコレラ菌が発見される三〇年前、ロンドンでのコレラ流行の調査を行なつたジョン・スノウが、チームズ川を取水源として共同使用されていた一つの水道栓にその原因があることを突き止め、コレラの拡大を防止したことによるものである。一方、「間接反証責任論」とは、「汚染源の追及がいわば企業の門前まで到達した」ならば、企業側が病因物質を排出していないという証拠を挙げるコレラ流行の調査を行なつたジョン・スノウが、チームズ川を取水源として共同使用されていた一つの水道栓にその原因があることを突き止め、コレラの拡大を防止したことによるものである。一方、「間接反証責任論」とは、「汚染源の追及がいわば企業の門前まで到達した」というものである。ところで、丸山は、これらの法理を水俣病事件に側に変更する「立証責任の転換」を行なう、というものである。ところで、丸山は、これらの法理を水俣病事件に当て嵌めるなら、遅くとも一九五七年七月までには、熊本大学研究班などの疫学調査などによって、人々が「汚悪

「水」とも呼んでいたチツソ水俣工場から排出される排水が原因であることが立証され、その到達経路の解明も「企業の門前まで到達」していたのであるから、行政が食品衛生法を適用して魚介類の食用を「食中毒」になるとして禁じ、チツソが工場排水を停止するにによって、それ以上の被害の拡大は未然に防止することができたはずだつたと述べるのである[2004a:214;2004b:50]。

唱する彼らは、「一九七〇年代初頭、大阪弁護士会を中心に展開された「環境権」論に着目する。『環境権』を提唱する彼らは、それを第一に「人たるもの誰もが健康で快適な生活を侵す要因にわざわいされない環境を享受する権利」であるとしている。彼らは、環境は「一定の地域に住むすべての人に平等に配分され利用されるべき」であつて、共有者の一人が「これを独占的に支配・利用して、これらを汚染・減耗させる」とは、それ自体他の共有者の権利の侵害であり、すなわち違法である」とする「環境共有の法理」を拠り所として、環境権を私権として構想する。丸山が特に注目するのは、被害を「人の健康阻害等」の発生によつて捉えるのではなく、それに先行する「環境の破壊」のみによつて捉える「環境の破壊」の「きわめて早い段階で差止を求める」ことが可能になる」と彼らが主張した
[2008:71-76]

ところで、リオ宣言で唱えられた「事前予防」という主張は、同時に、公害の法理として用いられてきた「受忍限度論」を否定し、それを克服しようとするものもある。これは、「社会生活上一般に受忍すべき限度を超えて、他人の利益を侵害するに至つた場合には違法性を帯びる」という考え方であるが、丸山によれば、この考え方の基盤は、「最大多数の最大幸福」を求める功利主義にある。彼によれば、この「受忍限度論」が問題含みであるのは、「もし企業活動もしくは公共事業の社会的価値（公共性・公益性）が無批判に過大評価されるならば、そしてそれとの利益衡量がなされるならば、結局は（公共の福祉）のゆえに、すなわち多数者の利益のゆえに、ある程度の少数者

が犠牲になることは、いつでも当然のことと見なされてしまう」からである[2008:74f]。こうした考えは、言うまでもなく、丸山の「環境正義」の考えに反するものであって、彼が容認するといふのものではない。「誰かの犠牲のうえに成り立つ経済的な豊かさは正しくない」のである。彼によれば、問題は、今もって日本という国が、かつての高度成長期と同じように、GNPやGDPといった国民全体の総生産量のみによって経済的な豊かさを測り、その成長を追求するいわゆる「経済成長主義」以外の社会の発展を考えることができないことにある。たとえば、一九七〇年「公害対策基本法」が改定された際、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにする」という「経済調和条項」が文言としては削除されはしたものの、その後四〇年以上の時を経たにもかかわらず、この国は「経済成長主義」というその基本姿勢をしつこくに改めようとはしないのである[2004b:62]。丸山は、だからこそ「公共性」概念の転換を図らねばならない、と言う。宮本憲一が述べるような「地域開発や企業活動の公共性」から「人権の公共性」への転換である。⁽¹⁹⁾ 丸山は、次のような宮本の言葉を引用している。「今後の公共性は〔憲法〕三条（幸福追求権）、二五条（生存権）に示される」国民の基本的人権を軸にしながらも、維持可能な社会（Sustainable Society）の保全が尺度となるであろう。……公害裁判は、市民の基本的人権を軸にした公共性論を確立し、環境という最高の公共財を守ることを最優先課題とする道をひらいたといつてよい」。⁽²⁰⁾ ただ丸山は、宮本のいう「市民の基本的人権を軸にした公共性論」はいまだに定着したと言うには程遠いのだから、宮本のこの発言はあまりにも楽天的すぎると述べ、むしろその確立こそ急務であると主張するのである[2008:81f]。

これまで私は、丸山徳次の「仕事」をおよそ時の流れに従いながら追ってきた。しかし、私はこのあたりで話を終えたいと思う。この後丸山は、「持続可能社会」と「里山学」について語り始める事になるのだが、⁽²⁾そのことは、あえて饒舌を重ねなくともよからう。というのも、彼がこの後唱えることになる「持続可能社会」の

主張は、これまで私が迫ってきた彼の主張の論理的帰結だからである。つまり、彼のいう「持続可能な社会」とは、「環境正義の諸原則と予防原則を体現する社会」以外ではないのであって、持続可能な社会への転換とは、「予防」のより積極的な方策だからである[2004b:69]。丸山は、ある箇所で、「持続可能性」(sustainability)を「発展」(development)あるいは「成長」(growth)の対比して、以下の語で述べた。「持続可能性が〈発展〔開発〕〉を持続可能にしなければならない論理的必然性はない」、〈成長を持続可能にするか否か〉は原理的に矛盾している。……すなわち、持続可能な社会は発展と成長を支える〈進歩〉(progress)の観念とは異なった次元において成立するのであり、〈汝の行為の諸結果が、地上における眞に人間的な生の永続(Permanenz echten menschlichen Lebens)と一致するか否かの行為がせよ〉とバーバンス・マナスの命法に集合的に従う社会を意味する。丸山は、この點で、[2011:21]——丸山が一九八〇年代に問うて来た科学の「有用性」、「別の可能性」を巡る問いは、社会の「別の可能性」への問い——のように繋がっていたのである。

それは、政治家、官僚、東電関係者が当時しばしば口にした「想定外」の出来事が起こったという「衝撃」などではまったくない。それは、この国の人々が「ミナマタ」の教訓を真摯に学んでいたならば、こんなことはけつして起こらなかつたという「衝撃」だったのである。⁽²²⁾

註

- (1) 私がここで「哲学／倫理學」と書いたことについては、丸山が、歐米とは異なり、「倫理學」を「哲学」とは別講座とする明治以来の日本の大学制度に批判的だからである。それは、それぞれの講座を制度的に「蛸壺化」して“philosophy”を去勢し、まるで「倫理學」が「哲学」とは別物であるかのように誤解させる危うさを招来するためかとも思われるが、彼によれば、こうした事態を引

(2) 丸山は、「私は、『科学』、『学問』、『学』といった用語を区別したり、併用したりして用いざるをえなかつた」と述べているが、その結果日本では、「倫理、道徳」概念が、「国民道徳論」などというかたちで、「國家権力と深く結びつく傾向」が生まれたと考える。丸山はこう述べている。「そのことを考えますと、応用倫理学を紹介したり研究したりしながら日本の社会の現実の問題を取り上げようとした日本の学者たちは、むしろ健全なのかもしません」[2012:44]。

丸山は、「私は、〈科学〉、〈学問〉、〈学〉といった用語を区別したり、併用したりして用いざるをえなかつた」と述べているが、それは、彼自身も語つてゐるようだ、「〈科学〉が science & Wissenschaft の対応概念としては大きくずれている」からである。[1994:200f.] ——こうした「ずれ」を語ることで丸山が危惧するのは、明治以降、大学において哲学と諸科学の緊張関係がはじめから存在せず、むしろ「有用な」実証諸科学を中心とした大学編成がなされてきた日本の状況である。それは、カントが『学部の争い』で語つていたような「科学批判」をなすべき哲学の場所が、はじめからどんにも確保されなかつた状況であるとも言えよう。理工系重視／文系軽視という「有用性」のみを軸として編成される大学のこの体制は、戦時下の「総力戦体制」をその大きな転換の契機としつゝ、日本においては一貫して継続しているのであって、近年の出来事だけを見ても、一九九一年の「大学設置基準の大綱化」により、哲学を含む「一般教育科目」が廃止される」とで“liberal arts”教育が切り捨てられ、さらには、一九九五年制定の「科学技術基本法」では、「科学技術」の定義が「人文科学のみに係るものは除く」とされて、国立大学における文系／理工系の予算配分の不均衡がさらにつつあるというのが現実である。——丸山が憂慮するのは、日本におけるこうした「大学の危機」という事態にほかならない

ちなみに、カントは『学部の争い』のなかで「語り合った。」上級三学部 [=神学部・法学部・医学部] に関して「哲学部が役に立つ(dienen)のは、上級三学部を統御し、あわにそのいじによへて三学部によへて有用(nützlich)となる」という点である。なぜなら真理こそ何より重要なのであって、上級学部が政府のために約束する有用性(Nützlichkeit)は一番目の契機にすぎないからである」。

争い・遺稿集】竹山重光他訳、岩波書店、110011年、三八頁)

- (3) 丸山は、ハイデガーが考えたような「障害回避の知」として科学が展開されてきたとの問題点を明らかにするため、「助産の科学化」に関するゲルノート・ベーメの研究に手掛かりを求める。ベーメによれば、出産は元来、女たちが、豊かな経験知をもつ産婆たちに助けられて、日常生活のなかで行なう営みであり、医師たちの役割は危険な異常事例に対処することであった。ところが、ベーメによれば、その医師の役割が正常事例にまで拡大され、今日では正常な出産さえも、医学的助産のもと、日常の営みから締め出され、「障害回避の知」として異常事例に対処する外科学のもとでなされる」となったのである。[1985a:103-105]。
- (4) ジャック・デリダ「大学の瞳＝被後見人——「根拠律」と大学の理念」、高橋哲哉訳、『思想』第七一八号、一九八四年四月号。
(Jacques Derrida, "Les pupilles de l'Université (le principe de raison et l'idée de Université)," in: *Le cahier du collège international de philosophie*, n.2, Éditions Osiris, 1986.)

ちなみに、高橋哲哉が「合目的化」と訳した原語は“finalisation”であるが、言うまでもなく、これはベーメたちの“Finalisierung”的言語である。[1987:149]。

- (5) 原文とはニュアンスに変化はあるものの、デリダが引用しているのは、私が註(2)で引用したカントの言葉である。

といふで、デリダのこの発言について、丸山は、私宛ての私信で、次のように語っていた。「デリダが言っているのは、真理の審級を保持し、確保する哲学部が、その限りで、上級三学部に〈役に立つ〉と考えたカントだったが、現在においては、平和の科学と戦争の科学との区別は原理的に不可能になり、哲学部の学問の一切も、戦争の科学に奉仕しうる、とこう」とだと思います」。——しかし丸山は、哲学は科学批判をなしうるとするカントの主張について、デリダに従つて」のように否定的に述べはしたものの、ベーメたちの提唱する「問題共同体」の制度化を力説するその後の議論の展開から考えても、彼はカントの主張を現代においてもなお生きそうとしていると思われる。

- (6) 反対運動によつて里山が「龍谷の森」として保全され、龍谷大学里山研究センターが立ち上げられた詳しい経緯については、

[2009-394-422]を参照。

- (7) 丸山が「水俣病事件」についてはじめて論じたのは、[1995]である。

- (8) 丸山は、「水俣病事件を通してすべてを考え」彼のこの遣り方を、「事件の哲学」と呼んでいる[2012:42]。

- (9) 石牟礼道子『苦界浄土——わが水俣病』講談社文庫、一九七二年、二七四頁。

- (10) Kristin Shrader-Frechette, *Environmental Justice*, Oxford U.P., 2003.

ショレイダーフレーチェットは、「科学上の手続き保障」(scientific proceduralism)を「参加の正義」のために積極的に提言しているが、これは、市民および環境に関わる利害関係者(environmental stakeholders)が、専門家と平等なかたちで意思決定に加わる」ことを保障するものである[2004a:207]。だとすればこれは、ベーメたちや丸山のいふ「問題共同体」にとつても欠かすことのできない「手続き民主主義」的措置であるう。

- (11) 丸山は、「配分の正義」と「参加の正義」の観点から、「水俣病事件」についていふ語ついている。「一部の限られた地域の人々だけが〔有機水銀などの〕負荷を負わねばならない」といふことは、その人々の〈犠牲〉の上に、他の人々の便益が成立する」とを意味します。しかしながら、水俣湾の利用や種々の対策に関して、地域住民・漁民はいつも政治的な決定に平等な仕方で参加する」とができない

んだ」と[2004b:66f]。

(12) ハイデリダが述べている」とは、「責任」概念が何よりも「関係」概念だといふのである。したがつて、責任の主体が「何にいつ」、「何に対して」責任をもつかという二重の指示関係を語らずに、責任について語る」とは、ほとんど無意味なのである[2004a:201]。このことは、丸山真男のいう「無責任の体系」が蔓延るこの日本においては、特に考えなければならない問題であろう。

- (13) 石牟礼道子、前掲書、一二五一一六頁。

(14) ここで付け加えておきたいのは、「責任」を、主体／人格同士の「呼びかけ／応答」といういわば対称的な関係における「呼応可能性」から考えようとする大庭健に対して、丸山が、「応答可能性」としての責任が、たとえば「親／子」、「加害者／被害者」といつ

たその関係の「**不均衡性**」、「**非対称性**」、「**ゆえに生じる**」と考へてゐることである[2016c:222]。この問題については、大庭健『民を殺す国・日本——足尾鉱毒事件からフクシマく』(筑摩選書、筑摩書房、二〇一五年、一五三頁以下、をも参照)。

(15) ここで参照した丸山の論文は、三・一以前に執筆されたものだが、放射性物質による「内部被曝」という事例は、負荷量と危害が比例関係にないことを典型的に示すものであろう。

(16) ただし、一九六九年に始まつた熊本水俣病第一次訴訟では、すでに一九六八年の「政府見解」によつて事実上因果関係は確定していたので、裁判においては主に過失責任の立証のみが問題となつた。

(17) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』(日本評論社、一九七三年)。

(18) ただし、丸山によれば、実際の裁判において、環境権を私権として認め、環境上の利益に対する侵害だけで差止めが認められたことは、今までに例を見ない。そのため彼は、自らが利害を有する環境の改変に關して意見を表明する権利、および、意見表明の前提となる十分な環境情報の開示を受ける権利として、「手続き参加権」というかたちでの環境権をも考慮しなければならないとしている[2008:76f.]。

(19) 丸山は、環境権を「私権」として認めるることは当然だが、私企業の行為が個人の権利を侵害する際、企業と個人との関係がけつして対等ではありません以上、行政に対し保護義務を要求できねばならない、と述べ、だからこそ、環境権には、個人的「公権」としての社会権の含みをももたせなければならない、と主張している[2008:79f.]。

(20) 宮本憲一「**公共性**」論——公害裁判を中心として」、淡路剛久・寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』(日本評論社、一九九七年、一八頁以下)。

(21) 丸山が、原田正純の「水俣学」に倣つて彼が提唱した「里山学」について語りはじめる」とになるのは、[2001b]からである。

(22) 丸山が「フクシマ」について論じたのは、現在までのところ、[2013]および[2015]である。

参考文献

丸山徳次の編著書、論文からの引用は、本文中の〔 〕内に出版年、ページ番号をコロンで区切つて表示する。

- 1982* 「フッサークと理論—実践—問題」、『龍谷大学論集』第四二〇号。
- 1984* 「科学の相対化と方向づけ——科学批判の一視座」、『龍谷大学論集』第四二四号。
- 1985a* 「専門家と素人——科学批判の一前提」、『龍谷大学論集』第四二六号。
- 1985b G・ベーメ／W・ファーン＝デン＝マーレ／W・クローネ「科学の目的内在化」(翻訳および訳者解説「ホストパラダイム科学の分析視座」)、『現代思想』Vol.13-8、一九八五年七月号、青土社(Gernot Böhme / Wolfgang van den Daele / Wolfgang Krohn, "Die Finalisierung der Wissenschaft," in: Werner Dierderich(Hrsg.), *Theorien der Wissenschaftsgeschichte*, Suhrkamp Verlag, 1974.)^{は脚注}
- 1987* 「学部の争い以後(Nach dem Streit der Fakultäten)——大学への問いの視点」、『龍谷大学論集』第四三〇号。
- 1990 K・S・ショレイダー＝フレチエット「テクノロジー・環境・世代間の公平」(翻訳および訳者解説「環境倫理学」の思想と歴史)、『現代思想』Vol.18-11^{は脚注}、一九九〇年一月号、青土社(Kristin S. Shrader-Frechette, "Technology, the Environment, and Intergenerational Equity," in: Kristin S. Shrader-Frechette (ed.), *Environmental Ethics*, Boxwood Press, 1981.)。
- 1991* 「フッサーク」、辻村公一・佐藤三千雄・小熊勢記・神子上恵群編『哲学のエポック』ミネルヴァ書房。

1994* 「科学の実存論的概念への道——ハイデガーの科学論」、『龍谷大学論集』第四四四号。

1995 「哲学的・倫理学的問題群としての〈水俣病〉——「ヒロジーの倫理と哲学」のためのホームページ」、『龍谷大学論集』第四四七号。

2000 「われわれの応用倫理学の源泉としての〈水俣病事件〉」、川本隆史・高橋久一郎編『応用倫理学の転換』、ナカニシヤ出版。

2001a 「媒介としての応用倫理学」、関西倫理学会編『倫理学研究』第三一集。

2001b 「里山の環境倫理——「里山学」構築のためのホームページ」、『龍谷大学論集』第四五八号。

2002 「科学技術と責任の倫理」、平成二二年度科学研究費補助金研究成果報告集(研究代表・加茂直樹)『社会哲学資料集——二二世紀日本の重要諸課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究』<<http://philosophy.cs.kyoto-wu.ac.jp/2001/5papers.pdf>> (最終アクセス: 2016/09/13)。

2004a 「水俣病事件・環境正義・予防原則」、平成二二年度科学研究費補助金研究成果報告集(研究代表・加茂直樹)『社会哲学資料集III——二二世紀日本の重要諸課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究』<<http://philosophy.cs.kyoto-wu.ac.jp/2003/al.pdf>> (最終アクセス: 2016/09/13)。

2004b 「講義の七日間——水俣病の哲学に向けて」、丸山徳次編『岩波・応用倫理学講義2 環境』岩波書店。

2006 「「公害から環境問題へ」はどのように理解すべきか?——予防原則の必要性」、『龍谷大学論集』第四六七号。

2007 「今なぜ「里山学」か」、丸山徳次・宮浦富保編『里山学のすすめ——〈文化としての自然〉再生にむけて』、昭和堂。

2008 「予防(事前配慮)の公共哲学」、『龍谷大学論集』第四七二号。

2009 「森のある大学」を作る(物語)、丸山徳次・宮浦富保編『里山学のまなざし』——〈森のある大学〉から、昭和堂。

2011 「持続可能社会と森林」(マニフェスト)、日本哲学会編『哲学』第六二号、知泉書館。

2012 「水俣病の「責任」と「教訓」——哲学・倫理学からの応答」、花田昌宣・原田正純編『水俣学講義(第五集)』、日本評論社。

2013* 「専門家と信頼——「信頼」への問いの方向性」、関西倫理学会編『倫理学研究』第四三号。

なお、「出版年」の箇所にアスタリスクを付した論文は、二〇一六年に刊行された『現象学と科学批判』に再録されている。

2015 「母子避難」の悲劇性と持続可能社会への希求」、『龍谷哲学論集』第一九号。

2016a 「過去に学ぼう、公正な持続可能性社会を形成するために」、『科学』二〇一六年三月号、「特集: 原発事故下の五年」、岩波書店、

卷頭エッセイ。

2016b 「現象学と科学批判」、晃洋書房。

2016c 書評「大庭健『民を殺す国・日本——足尾鉱毒事件からフクシマく』」、南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』第三一号。